



会長	副会長		庶務理事	会計理事	事務局長
次長	課長	課長代理	係長	担当	受付
中澤	中澤				岡林

7 高医政第 1364 号  
令和 8 年 2 月 6 日

高知県各医師会様

高知県健康政策部医療政策課長

### 物価高騰の影響を受けた病院・施設等に対する融資について

平素より本県の医療行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

別添のとおり、厚生労働省から物価高騰の影響を受けた病院・施設等に対する融資について通知がありましたので、お知らせします。

記

別添 1 「物価高騰の影響を受けた病院の高額医療機器購入資金」に係る融資の創設について

別添 2 「物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金」に係る融資条件の拡充について

事務連絡  
令和8年1月30日

都道府県  
各市区町村 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「物価高騰の影響を受けた病院の高額医療機器購入資金」  
に係る融資の創設について

独立行政法人福祉医療機構では、医療施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定で融資しております。

今般、令和7年度補正予算において、物価高騰の影響を受けた病院に対して、民間金融機関が融資しない高額（一品の価格が5,000万円以上）な医療機器の購入支援を目的として、別紙のとおり、通常の融資条件から無利子期間の設定や据置期間の延長の優遇措置を講じた融資を行うこととしました。

つきましては、対象となる病院が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の関係機関等に対する周知について、改めてご協力いただきますようお願い申し上げます。

【事務連絡に関するお問合せ先】

厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係

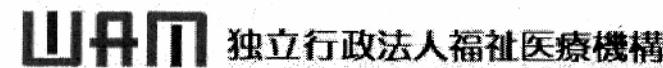
代表電話：03-5253-1111（内線2671） 直通電話：03-3595-2274

【上記優遇融資に関するお問合せ先】

独立行政法人福祉医療機構

上記優遇融資専用番号：03-3438-9293

令和7年度



## 福祉医療貸付部

## 物価高騰の影響を受けた病院の 高額医療機器購入資金のお知らせ

当機構では、物価高騰などを要因として厳しい経営状況に置かれている病院を支援するため、民間金融機関が融資しない高額な医療機器購入資金のご融資を実施しております。

## 《対象となる施設・事業》

- ① 民間金融機関が融資しない高額な医療機器（※1）を購入する病院であって、以下の要件を満たすもの
  - ・前年同月若しくは前々年同月等と比較して収支差額が減少又は直近決算年度の経常利益が赤字の病院
  - ・経営改善計画書をご提出いただいた病院
- ② ①のうち、先進医療に使用する機械（※2）を購入する病院

融資条件	① 民間金融機関が融資しない 高額な医療機器を購入する病院	② ①のうち、先進医療に使用する 機械を購入する病院
対象施設・事業	病院	
貸付利率 <sup>※3</sup>	当初2年間無利子 2.40%	当初5年間無利子 2.60%
償還期間	5年以内	10年以内
据置期間	2年以内	5年以内
融資限度額	次のうち、いずれか低い額 • 7.2億円 • 購入価格の80% • 担保評価額の80%	
担保	有り	
保証人 <sup>※4</sup>	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

※1 一品の価格が5,000万円以上の医療機器

※2 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者届出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）に規定する先進医療に使用する機械

※3 利率は令和8年1月5日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。  
医療貸付利率表（PDF）の「機械購入資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて ▼利率表はこちら変動する場合があります。

※4 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。

- ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。



## お問い合わせ

詳しい条件等については、下記HPをご確認ください。

福祉医療機構ホームページアドレス [https://www.wam.go.jp/hp/med\\_equip/](https://www.wam.go.jp/hp/med_equip/)

事務連絡  
令和8年1月30日

都道府県  
各市区町村 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「物価高騰の影響を受けた病院の高額医療機器購入資金」  
に係る融資の創設について

独立行政法人福祉医療機構では、医療施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定で融資しております。

今般、令和7年度補正予算において、物価高騰の影響を受けた病院に対して、民間金融機関が融資しない高額（一品の価格が5,000万円以上）な医療機器の購入支援を目的として、別紙のとおり、通常の融資条件から無利子期間の設定や据置期間の延長の優遇措置を講じた融資を行うこととしました。

つきましては、対象となる病院が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の関係機関等に対する周知について、改めてご協力いただきますようお願い申し上げます。

【事務連絡に関するお問合せ先】

厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係

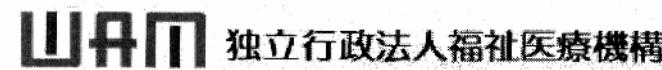
代表電話：03-5253-1111（内線2671） 直通電話：03-3595-2274

【上記優遇融資に関するお問合せ先】

独立行政法人福祉医療機構

上記優遇融資専用番号：03-3438-9293

令和7年度



## 福祉医療貸付部

## 物価高騰の影響を受けた病院の 高額医療機器購入資金のお知らせ

当機構では、物価高騰などを要因として厳しい経営状況に置かれている病院を支援するため、民間金融機関が融資しない高額な医療機器購入資金のご融資を実施しております。

## 《対象となる施設・事業》

- ① 民間金融機関が融資しない高額な医療機器（※1）を購入する病院であって、以下の要件を満たすもの
  - ・前年同月若しくは前々年同月等と比較して収支差額が減少又は直近決算年度の経常利益が赤字の病院
  - ・経営改善計画書をご提出いただいた病院
- ② ①のうち、先進医療に使用する機械（※2）を購入する病院

融資条件	① 民間金融機関が融資しない 高額な医療機器を購入する病院	② ①のうち、先進医療に使用する 機械を購入する病院
対象施設・事業	病院	
貸付利率 <sup>※3</sup>	当初2年間無利子 2.40%	当初5年間無利子 2.60%
償還期間	5年以内	10年以内
据置期間	2年以内	5年以内
融資限度額	次のうち、いずれか低い額 • 7.2億円 • 購入価格の80% • 担保評価額の80%	
担保	有り	
保証人 <sup>※4</sup>	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

※1 一品の価格が5,000万円以上の医療機器

※2 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者届出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）に規定する先進医療に使用する機械

※3 利率は令和8年1月5日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。  
医療貸付利率表（PDF）の「機械購入資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて▼利率表はこちら変動する場合があります。

※4 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。

- ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。



## お問い合わせ

詳しい条件等については、下記HPをご確認ください。

福祉医療機構ホームページアドレス [https://www.wam.go.jp/hp/med\\_equip/](https://www.wam.go.jp/hp/med_equip/)